様式第十（第10条関係）（令３経産令50・全改）

専用実施権設定（変更）登録申請書

収　入 印　紙

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　特許番号

2　権利の表示

3　専用実施権の範囲

4　登録の目的

5　申請人（登録権利者）

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍・地域）

6　申請人（登録権利者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

7　申請人（登録義務者）

住所（居所）

氏名（名称）

8　申請人（登録義務者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

9　添付書面の目録

(1)　専用実施権設定契約証書　　１通

(2)　（　　通）

〔備考〕

1　申請書の表題は、専用実施権を設定しようとするときは「専用実施権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている専用実施権の範囲を変更しようとするときは「専用実施権変更登録申請書」と記載する。

2　専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄には、変更する専用実施権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

3　専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

4　「登録の目的」の欄には、「専用実施権の設定」又は「本専用実施権の範囲を「○○」と変更」のように記載する。

5　「専用実施権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

6　その他は、様式第七の備考１から４まで、９から14まで及び16から18までと同様とする。